

「学校いじめ防止基本方針」

令和5年7月28日改訂
いわき市立藤原小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならぬ。

(3) いじめの具体例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 意味もなく側で嫌がる行為をしたり、机を離したりする。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。
- スマートフォン等で、自身のプライベートゾーンなどの写真・動画を送るように強制する。など

(4) いじめへの基本認識

- ① いじめは、人間として絶対に許されないと強い認識に立つ。
- ② いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行う。
- ③ いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題である。
- ④ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ⑤ いじめ問題は、家庭も重要な役割を担うものである。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 分かる授業の実施

- 教師が常に教材研究をした計画的な授業
- すべての児童が参加・活躍でき、達成感・成就感を味わわせる授業
- 意見交流ができる場面の設定

(2) 学習規律の徹底

- 発表の仕方、聞き方
- 正しい姿勢

- (3) 学級集団作り
 - 居場所づくり、絆づくり
 - 助け合い認め合う集団づくり
 - 学級会活動の充実
- (4) 人権教育、道徳教育、情報モラル教育の推進
 - 自他のよさを大切にし、相手を思いやる心を育てるための自尊感情の育成
 - 全児童が「～くん、～さん」と呼び合える、お互いを認め合い、尊重できる環境を創る。
 - いじめを「しない」「させない」という人間性豊かな心の育成
 - インターネットの危険性や正しい使い方を知り、指導の充実を図る。
- (5) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等の体系的・計画的な実施
 - 異学年交流、幼小連携等を通した人間のつながりの大切さの体得
- (6) 児童会活動の充実
 - 自治的・自発的な委員会活動
 - 学校行事の主体的な運営

3 いじめの早期発見のための取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。

また、定期的に各種調査を実施し、結果に基づく効果的な対応をする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - 出席をとるときの声、表情、健康観察
 - 授業への参加態度
- (2) 困りごと調べの実施
 - 奇数月に実施（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
- (3) 教育相談の実施
 - 定期相談（困りごと調べから個別に5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれ実施）
 - 不定期相談（変化が見られた時や担任以外の教職員に相談できる機会）
- (4) QU検査の実施
 - 4学年で年1回実施
- (5) 家庭・地域、関係機関との連携
 - 日常の情報交換や懇談会などを通じての、家庭との連携強化
 - メディア指導員と連携し、児童及びその保護者に対するインターネットの危険性や正しい使い方の啓発、指導の充実を図る
 - 教育委員会や総合教育センターなど専門機関の活用

4 いじめに対する措置のための取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

- (1) 正確な事実把握
 - 当事者双方・周りの児童から、個々に聞き取り記録する。
 - 管理職に報告、連絡、相談をし、対策を講じる。
 - 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

- (2) 指導体制、方針決定
 - 指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
 - 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 児童への指導・支援
 - いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
 - いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行い、人権意識を持たせる。
- (4) 家庭との連携
 - いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - 家庭の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
 - 日常的な授業参観を行う。
- (5) いじめ発生後の対応
 - 繙続的に指導・支援を行う。
 - カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
 - 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

5 いじめ防止の対策のための組織

- (1) 学校内の組織
 - ① 生徒指導委員会
 - 学期 1 回もしくは必要に応じて、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
 - 隔週実施の職員打合せにおいて、生徒指導上の問題等の情報交換を行う。
 - ② いじめ防止対策委員会
 - いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。
 - (2) 家庭・地域、関係機関と連携した組織
 - 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。
- [連絡先]
PTA会長、区長（自治会長）、いわき中央警察署常磐分庁舎、民生児童委員、いわき総合教育センター、浜児童相談所

6 重大事態への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。